

大阪府新しい公共支援事業
評価報告書

平成 25 年 9 月

大阪府新しい公共支援事業運営委員会

目 次

1. 「新しい公共支援事業」の概要	
(1) 事業の趣旨・目的、内容等	1
(2) 大阪府における事業の実施状況	2
2. 事業全体に係る評価	
(1) 評価に際しての留意点	4
(2) 事業実施に係る効果	4
3. 各事業区分についての評価	
(1) 本府における評価基準	6
(2) 活動基盤等整備事業	7
(3) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業〈一般〉	10
(4) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業〈震災対応案件〉	15
(5) 社会イノベーション推進のためのモデル事業	18
4. 協働に際しての課題	19
5. 今後に向けての提言	21
【資料】	
大阪府新しい公共支援事業運営委員会設置要綱	24
大阪府新しい公共支援事業運営委員会委員名簿	26
大阪府新しい公共支援事業運営委員会等開催状況	27
大阪府新しい公共支援事業採択事業一覧	29

凡例

- 「NPO」：NPO法人やボランティアグループ、公益法人、社会福祉法人など
「NPO等」：上記「NPO」に企業等の営利団体、個人を加えたもの
「NPO法人等」：NPO法人及びボランティアグループ

1. 「新しい公共支援事業」の概要

(1) 事業の趣旨・目的、内容等

「新しい公共支援事業」は、官よりも民間で実施した方が効果的・効率的な領域や、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担うなど、市民やNPO法人、ボランティアグループ、公益法人、社会福祉法人等（以下、「NPO」という）及び企業等がともに支えあう仕組み、いわゆる「新しい公共」の拡大と定着を図ることを目的に、内閣府において平成23年度、24年度の2カ年事業として創設された。

大阪府では、内閣府から3億9,100万円の交付を受けて、「大阪府新しい公共支援基金」を造成し、以下の事業について取組みを進めた。

表 1-1 新しい公共支援事業の対象事業

事業概要		支援内容（イメージ）
提案により大阪府から委託	活動基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣による個別指導、講習会の開催 ・ データベース整備・ボランティアネットワークの構築 ・ 地元企業等への説明会（NPOと企業や事業所等との連携強化） ・ マスコミ広報・会員募集イベント
	寄附募集支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附税制の説明会開催 ・ 先進事例の収集とNPOに対する情報提供 ・ 地元企業等への協力要請の説明会 ・ 多様な寄附手段の普及、寄附募集イベントの開催 等
	融資利用の円滑化のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣による個別指導、講習会の開催（融資方式についての理解促進、個々の事業案件のブラッシュアップ） 等
	つなぎ融資への利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政からの委託業務に係るつなぎ融資に対する利子相当額を試験的に助成
行政とNPO等の協働	新しい公共の場づくりのためのモデル事業	<p>(1)一般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO や企業等の営利団体、個人など（以下、「NPO 等」という）、多様な担い手により、地域の課題解決を図るプロセスを試行するもの <p>(2)震災対応案件（東日本大震災の発生により、急遽追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地及び被災者の方に対するモデル的な支援事業
国選定	社会イノベーション推進のためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の社会的な課題に対して、制度の変革を促すようなモデル的事业

(2) 大阪府における事業の実施状況

上記(表 1-1) 対象となる各種事業について、平成 23 年度・24 年度の 2 カ年において 223 事業の提案があった。

これら提案に関して、「大阪府新しい公共支援事業運営委員会」(別添資料参照、以下「委員会」という。)では、書面審査のうえ、「活動基盤等整備事業」及び「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」(以下、「モデル事業」という)においては、事業者によるプレゼンテーションを経て、事業内容を精査すると同時に、金額についても厳しく査定を行った。

<各事業分野における事業選定に関する考え方>

①活動基盤等整備事業

NPO の基本的・普遍的な能力・スキルのアップを図り、地域活動の主要な担い手の底上げと裾野の拡大を図ることを目的として、事業の新規性や発展性に着目し、一過性のイベントではなく、個々の団体が直面している現実の課題解消に資する効果的な事業であることを基準として採択した。

②モデル事業<一般>

行政だけでは対応が難しい、あるいは民間と協働して取り組んだ方が効果的・効率的な地域課題を解消するため、

- ・全国的にみても新しい領域で、新しい市民活動・公益活動の拡大の契機となるモデル的な事業であるか
- ・対応すべき課題を的確に把握しており、取組みの実施により課題解消に向けての展望と継続性が期待できるか
- ・既存の施策や制度でカバーできず、福祉や環境、教育といった分野の地域社会における優先的課題に対応するチャレンジ的な事業であるか

などを判断基準として選定した。

③モデル事業<震災対応案件>

被災者のニーズに基づいた支援内容であるか、また、被災者の自立に向けて、実現性や独自性を念頭に置き、効果的なものであるかを基準として採択した。

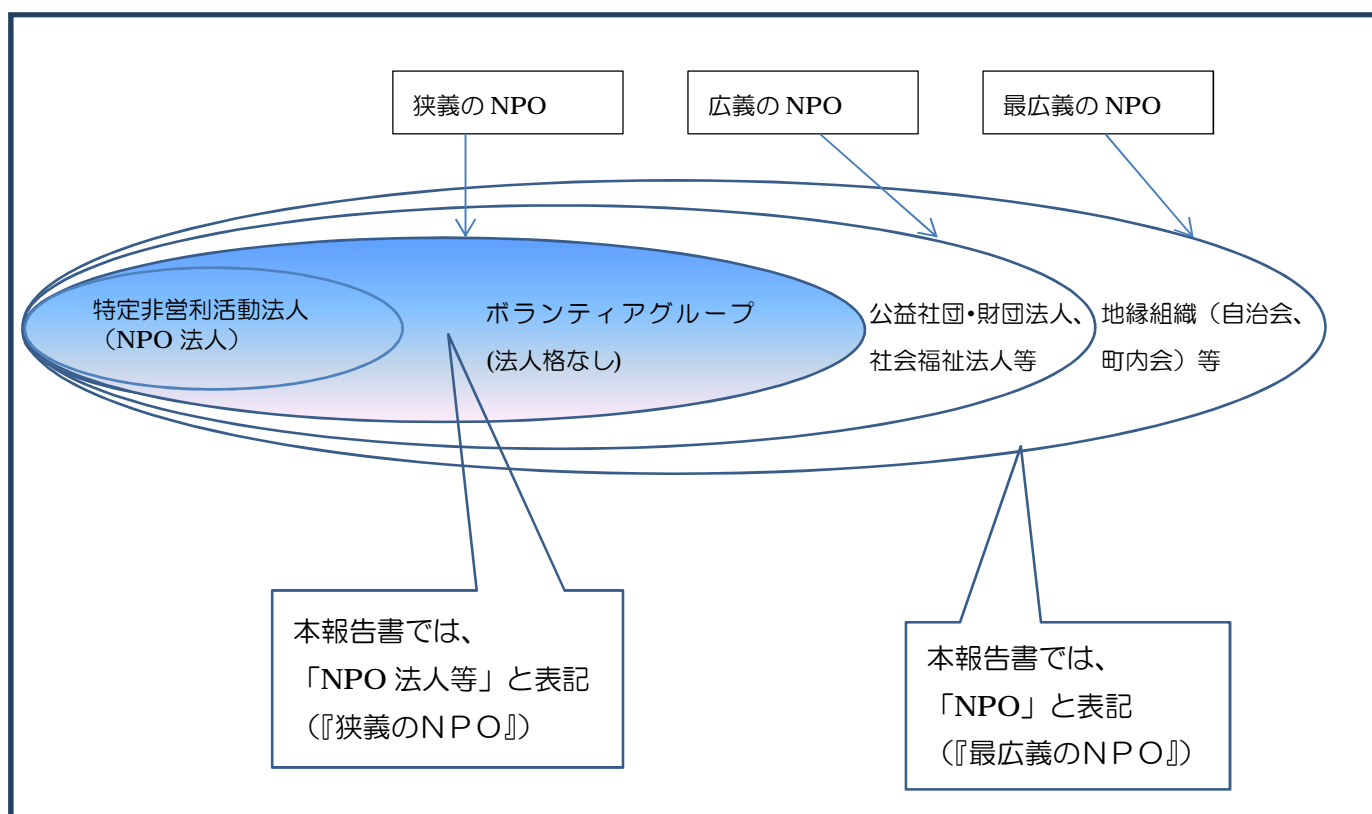
上記の考え方に基づき、委員会において選定を進めた結果、最終的に 83 事業を採択し、国において採択が行われた社会イノベーション推進のためのモデル事業を含め、全 85 事業を大阪府において実施した。(表 1-2)。

なお、大阪府では、事業の取組み状況と成果、課題などを広く共有するため、平成 24 年に事業報告会、平成 25 年に意見交換会・パネルディスカッションを公開で開催した。

表 1-2 事業の実施状況（個別の具体事業に関しては、別添資料参照）

		平成 23 年度	平成 24 年度	計
活動基盤等整備事業		9 事業	24 事業 (うち、継続事業 8)	33 事業 (うち、継続事業 8)
モデル事業	一般	10 事業	31 事業 (うち、継続事業 8)	41 事業 (うち、継続事業 8)
	震災対応案件	5 事業	4 事業	9 事業
社会イノベーション推進のためのモデル事業		1 事業	1 事業 (うち、継続事業 1)	2 事業 (うち、継続事業 1)
計		25 事業	60 事業 (うち、継続事業 17)	85 事業 (うち、継続事業 17)

【参考】「NPO」に関する定義



※また、本報告書では、上記「NPO」に企業等の営利団体、個人を加えたものを「NPO 等」と表記する。

2. 事業全体に係る評価

(1) 評価に際しての留意点

①事業実施期間

本事業の実施に際して、平成 23 年度事業及び平成 24 年度二次募集分事業に関する事業の評価にあたっては、実際の実施期間が手続上の関係から短縮されざるを得なかったことに留意すべきである。

平成 23 年度事業に関しては、平成 23 年度が始まってから事業の募集・選定が行われたため、モデル事業のうち震災対応案件は 7 月、活動基盤等整備事業及びモデル事業の一般案件では 11 月（又は 12 月）からの事業開始となっており、期間的余裕がない中で事業を実施した結果、当初計画していた内容を一部変更した事業がみられ、平成 24 年度二次募集分に関しても同様のことがみられた。

一方、平成 24 年度事業は、前年度中に事業の募集・選定が行なわれたことから、余裕を持って事業をスタートさせることができている。

②事業全体の執行状況

本事業全体の事業経費の執行状況を見てみると、事業者からの提案に基づき採択した際の予算額と比較して、概ね 9 割以上の執行率となっている。

なお、計画時には想定していなかった事情の変化等により、やむなく予算の執行に修正が必要となった事業もみられた。

(2) 事業実施に係る効果

事業区分ごとの評価は次節に譲ることとし、本節では本事業の実施を通じて得られた効果等の概要を説明する。

各事業者から寄せられた自己評価の自由記述欄のなかでも、本事業の実施の成果として、以下のような意見が多かった。

- ・関わりがなかった又は、関わりが少なかった団体等との新たな関係作りに踏み出す契機となり、新しいネットワークが生まれた。その結果、地域課題の解決に向けての選択肢が広がった。
- ・社会貢献に携わりたい、自分のスキルを活かしたいと考えている人材や社会資源を多数発掘できた。
- ・今後も長く継続していく取組みの第一歩を踏み出すことができた。
- ・行政の協力を得ることができ、信頼性のアップにつながった。

また、同趣旨の意見は、平成 25 年 8 月 26 日に実施された事業者と本委員会との意見交換会・パネルディスカッションにおいても挙げられている。

NPO等が個別に自主的な活動を継続していくことは重要であるが、それに加えて本事業のように、同種の活動に取り組む他の団体や行政、企業、地域社会との連携を密にし、新たなネットワークを作り、協働して取り組むことによって、より効果的・効率的なサービス提供を期待することができる。

本委員会では、

- これまで、協働による取組みの意識に乏しかった一部 NPO の考え方に変化をもたらすとともに、事業に参画したすべての関係者に協働の重要性を意識させる動機付けになった点
- 新たなネットワークを作り、事業を実施したという点
- 行政単独では対応が難しい新たな地域課題に対して、協働で取り組むことによって、行政のみならず事業に参画した NPO からも情報発信がなされることで、社会への情報発信力が強められたという点

等において、本事業の成果がみられるものとする。

3. 各事業区分についての評価

(1) 本府における評価基準

今回、本委員会では、本事業の総括、評価を行うに際して、国の定める様式に沿った評価に加え、次の 4 つの視点に沿った評価基準を定め、全事業者から当該基準に沿った成果等報告書の提出を別途お願いした。

<評価基準>

評価項目	具体的な考え方
1. 事業への府民参加 (どれだけの団体・個人が本事業を利用したか、課題解決に携わったか)	<ul style="list-style-type: none"> 活動基盤等整備事業で NPO を対象とする講習会等を受講した団体数 基盤整備事業で専門家養成等の講習会を修了した個人の数 モデル事業に参画した NPO 等の団体数、ボランティア等の人数 モデル事業でサービスの受給者となった団体、個人とその数
2. 事業内容の達成度 (事業者は所期の事業内容を達成できたか)	<ul style="list-style-type: none"> 活動基盤等整備事業で事業者が当初設定した成果目標の達成度 モデル事業、社会イノベーション事業で事業者が当初設定した事業内容の達成度
3. 事業目的の達成度 (支援対象者の満足度や、サービス受給者の満足度などから事業の目的を果たせたか)	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者からの国様式 4-1 「一定の成果が得られた」等の満足度 アンケート等から申請時の課題解決に向けた取り組みができたか事業者自身の評価 社会イノベーション事業での「障がい者雇用に関する新たな提案」等の実現
4. 事業の継続性 (「新しい公共支援事業」終了後も継続・発展するか)	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業<一般>の終了後の事業継続 活動基盤等整備事業、モデル事業<震災対応案件>、社会イノベーション事業での終了後の事業展開

今回、この評価基準を活用し、それぞれの事業区分ごとに本委員会として評価を行うこととする。

(なお、「4. 事業の継続性」に関しては、別途、各事業者に対して事業継続の状況を、25 年度においても引き続きフォローしていることから、評価に際しては、参考資料とする。)

(2) 活動基盤等整備事業

1) 自己評価に係る傾向

① 支援対象となった NPO 数・人材育成数 (A : 5、B : 19、C : 1)

概ね妥当な評価が行われている。なお、計画での数値目標の設定がないことから、評価の妥当性を判断しがたいケースもあった。

表 3-2-1 新しい公共支援事業の成果報告 (活動基盤等整備事業)

[支援対象となった NPO 数・人材育成数 : 自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A : 計画を上回った	5	20.0%
B : 概ね計画通り	19	76.0%
C : 計画を下回った	1	4.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%

② 当初設定した目標の達成度 (A : 5、B : 16、C : 4)

概ね妥当な評価が行われている。なお、抽象的な表現のため評価の妥当性を判断しがたいケースもあった。

表 3-2-2 新しい公共支援事業の成果報告 (活動基盤等整備事業)

[当初設定した目標の達成度 : 自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A : 計画を上回った	5	20.0%
B : 概ね計画通り	16	64.0%
C : 計画を下回った	4	16.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%

③事業目標の達成度（A：10、B：13、C：2）

概ね妥当な評価が行われている。なお、計画で目標値の設定がなく、実績も抽象的であるなど、客観性に乏しいものや、前2項目の評価を踏まえた場合、本項目の評価が高めになっている例など、高めの自己評価になっている例もあった。

表 3-2-3 新しい公共支援事業の成果報告（活動基盤等整備事業）

[事業目的の達成度：自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A：計画を上回った	10	40.0%
B：概ね計画通り	13	52.0%
C：計画を下回った	2	8.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%

2) 事業者の自己評価に対する総評

事業目的の達成度に関して、「計画を上回った」、「概ね計画どおり」とする評価の割合が92%あり、自己評価としてはやや甘い傾向も見受けられるが、内容面を勘案すると、概ね妥当である。

<総評理由>

- ・十分な準備の下、事情の変化に柔軟に対応し、行政や民間企業等とのつながりを効果的に活用している事業では、スムーズな事業展開ができています。
- ・短時間で大きな事業成果を挙げるまでには至っていないものの、今回の事業実施により得たノウハウやツールを活かし、平成25年度以降、独自の事業展開を図ろうとしている団体が多く、今後の展開が期待できる。
- ・事業を実施していく中で、「これまで関わりがなかった団体や関係の薄かった機関等との新たな関係作りに成功した」や、「社会貢献に携わりたいという人材を多数発掘できた」など、想定を超えた成果を意識している団体も多い。

3) 成果等について

【具体的な成果が挙げられている事業例】

① 新しい公共イノベーション事業

NPOの経営の持続的発展を目的とし、その実現のために必要となる経営力、支援力、資金力の3つの力を強化する事業を行う。

<事業実施状況及び成果>

- ・支援対象NPO数・人材育成数及び当初設定した目標を達成しており、支援対象者からも高い評価を得ている。

- NPO に関する知識・支援スキルを持つ専門家育成を行い、育成した専門家を活用して、実際に NPO が持つ具体的な課題に対応したマネジメント支援等を行うなどの成果につながった。
- また、NPO の融資案件においても、資金循環研究会やワーキングで構築した事業者とネットワークのある金融機関との連携を図ることで、実際の融資に寄与することができた。

②北摂NPO寄附啓発プロジェクト

NPO に対して寄附を行おうとする意識がまだまだ低い現状を踏まえ、地域の NPO が協働して寄附募集に取り組むキャンペーンを実施するとともに、地域の事業者や市民に対して NPO への寄附を促す啓発活動を行なう。

<事業実施状況及び成果>

- 一部については、当初目標を達成できなかったが、実施事業を通じて、地域で活動する NPO に対して、具体的な寄附集めの手法を体験させるとともに、寄附の重要性を意識づける契機となっている。
- 平成 25 年度に関しては、地元商店を巻き込んだ「チャリティタウンプロジェクト」を引き続き実施し、地域での連合型のファンドレイジングの 1 つのモデルを確立することを目指している。

③NPO 等の個人情報保護体制構築支援事業

NPO の活動では、地域住民の個人情報を取り扱うことも多く、公的な機関並みに「適正に個人情報を取り扱う団体であること」が求められていることから、NPO が個人情報の適切な取扱いを行えるよう支援するため、個人情報取扱体制の構築支援、専門人材の育成を行う。

<事業実施状況及び成果>

- 支援対象 NPO 数・人材育成数及び当初設定した目標を達成しており、支援対象者からも高い評価を得ている。
- 平成 25 年度も簡易 PMS（個人情報保護マネジメントシステム）認証制度の仕組み、専門人材育成講座のスキルや教材を活用して、さらなる事業展開を図っていく予定であり、今後は、大阪府全域での対象事業分野の拡大が期待できる。

【成果が挙げられた事例に関する要因分析】

- 事前の状況認識が適切であり、地域ニーズをきめ細かに把握している。
- 明確な事業目的を持ち、十分な準備のもと、「新しい公共支援事業」が終了した後を見据えた長期的な視点を持って、取組みを実施している。
- 想定外の事情の変化に対応して、計画を柔軟に修正して実施している。
- 行政や民間企業等と連携しながら、柔軟な事業実施を図っている。

(3) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業<一般>

1) 自己評価に係る傾向

① 参画した NPO 等の数とサービス受給者数 (A : 15、B : 17、C : 1)

数値目標を設定しており、概ね妥当な評価が行われている。

表 3-3-1 新しい公共支援事業の成果報告 (モデル事業<一般>)

[参画した NPO 等の数とサービス受給者数 : 自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A : 計画を上回った	15	45.5%
B : 概ね計画通り	17	51.5%
C : 計画を下回った	1	3.0%
無回答	0	0.0%
合 計	33	100.0%

② 当初設定した目標の達成度 (A : 12、B : 18、C : 3)

概ね妥当な評価が行われている。なお、計画で目標値の設定がなく、実績も抽象的な表現であるなど客観性に乏しいものがあった。

表 3-3-2 新しい公共支援事業の成果報告 (モデル事業<一般>)

[当初設定した目標の達成度 : 自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A : 計画を上回った	12	36.4%
B : 概ね計画通り	18	54.5%
C : 計画を下回った	3	9.1%
無回答	0	0.0%
合 計	33	100.0%

③事業目的の達成度（A：17、B：13、C：3）

「計画を上回った」（51.5%）、「概ね計画通り」（39.4%）という評価が 9 割強となっており、計画で目標値がなく、実績も抽象的な表現や主観的に過ぎるものなども見受けられるが、概ね妥当な評価が行われている。

表 3-2-3 新しい公共支援事業の成果報告（モデル事業＜一般＞）

[事業目的の達成度：自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A：計画を上回った	17	51.5%
B：概ね計画通り	13	39.4%
C：計画を下回った	3	9.1%
無回答	0	0.0%
合計	33	100.0%

2) 事業者の自己評価に対する総評

事業目的の達成度に関して、「計画を上回った」、「概ね計画通り」という評価が 90% を上回っているが、大半の事業において当初の事業目的について何らかの形で具体化しており、概ね妥当な評価が行われている。

なお、「計画を上回った」とするものについては、客観性に欠ける評価もあった。

<総評理由>

- 十分な準備のもと、情勢の変化に柔軟に対応し、協議体構成団体はもちろん、関連支援機関とのネットワークを活用している事業については、スムーズな事業展開ができている。
- 引き続き行政をはじめとする関係団体との連携・協働が必要な事業が多く、今後の安定した事業継続に向けては、関係者との協力関係の維持を図るとともに、現状に対応した事業手法を選択するなど、適切な環境整備が必要。
- なお、当初の計画段階では想定していなかった情勢の変化により、事業実施段階で内容の修正を迫られたものもあり、軌道修正のために時間を要し、当初予定どおりの事業展開が図れなかったものもあった。

【参考】平成 25 年度における事業の継続状況

- ・ 事業者へ提出をお願いした成果等報告書とは別に、事業実施団体に対して、事業の継続状況について、9月にアンケート調査を実施。その結果、33 事業（2 力年事業は 1 事業としてカウント）中 31 事業が予定通り継続しているとの回答があった。
- ・ 事業継続に際して問題となる財源の確保については、行政からの支援が3割弱、自主財源による事業化が 3 割強となっており、その他として、「財源はないが、各事業主体がマンパワーを提供することにより、事業を継続」や、「本事業のスキームを自主事業の中に組み込んで継続」などの回答がみられ、各事業者においてさまざまな工夫が重ねられている。
- ・ 継続している事業について、その規模や手法、構成団体のあり方などはさまざまであるが、概ね事業計画時の趣旨・目的に合致したものとなっており、本委員会としては評価すべきものであると考える。
- ・ 一方、予定通りの事業継続ができていない2事業については、1 事業が「財源の確保」を、1 事業が「他事業の運営のため人員配置が困難となっていること」を理由としている。

3) 成果等について

【具体的な成果が挙げられている事業例】

① 富田林寺内町と農村が連携した 6 次産業化による郊外市街地・農村の活性化

「寺内町」と「背後に広がる農村」とが連携・協力し、地域の資源である農産物、自然、歴史・文化、街なみや景観等を活かして、

- ・ 農産物を使った商品開発を地域の加工業者と連携して行い、『寺内町を背景としたブランドづくり』を目指す
- ・ 『寺内町におけるツアープログラムとファーマーズイベント』等を企画・実施するなど、郊外市街地と農村が連携した地域活性化モデルを創出する。

＜事業実施状況及び成果＞

- ・ 単なる観光地化を目指すのではなく、住民満足度の向上にも目配りすることで、地域住民の自主的な活動を活性化しており、大阪独自のまちづくりのモデル事例として特徴的な事業となっている。
- ・ 平成 25 年度は協議体メンバーに加え、阪南大学国際観光学部が市と政策協定を結んで参画することとなり、新たな展開を模索するための具体的な実施体制が構築されている。

②堺市に企業との連携で実現する障がい者支援のモデル事業の構築

地域に特化した「企業との連携における基盤強化モデル事業」を構築することで、施設で働く障がい者の賃金の増加を図り、障がい者の社会参加と自立に寄与する。

<事業実施状況及び成果>

- 施設で働く障がい者の賃金の増加を図り、障がい者の社会参加と自立を促進するため、施設で製作する製品の品質向上を支援するとともに、地域企業への販路開拓を推進している。
- 施設側の意識改革と安定需要を掘り起こすための営業支援に努めるなど、従来、福祉的な観点から進められてきた当該分野の取組みにビジネス的な視点を加えていることが特徴的。
- 平成 24 年度には大阪府中小企業家同友会に入会するとともに、市内の中小企業との繋がりを構築するなど、今後の事業展開の布石も打たれている。
- 本事業の成果を踏まえ、平成 25 年度は引き続き障がい者施設と地域企業との橋渡し役を務めていく。

③「児童虐待防止・子育て支援のための”人づくり”、”つながりづくり”」事業

地域の子育てに困難を抱えている家庭を支援するため、児童虐待防止・子育て支援を行うため、専門的な人材を育成する「“ひとづくり”（パーソナルサポート）事業」や、人的なネットワークの構築を図る「人とひとの豊かな“つながりづくり”事業」を実施。

<事業実施状況及び成果>

- ボランティア養成講座の実施や子育て支援にかかる専門的な人材の育成、人材登録制度（人材バンク）の運用など、地域で活動を実践する団体と行政の協働関係がより密接化。
- 平成 23・24 年度で育成した人材のストックを有効に活用する観点から、当該事業に発展的に取組む形で区が平成 25 年度に新規事業として制度化した事業を活用し、困難を抱える家庭への訪問支援事業を具体的に進めている。

④大阪の2大問題解決プロジェクト『HUBchari』

ホームレス・生活保護問題と放置自転車問題を同時に解決することを目的として、大学生のグループがレンタサイクル事業を大阪市住吉区内でモデル実施し、自転車管理や修理を生活保護受給者のスタッフが行うことにより、就労と自立の場を提供する。

<事業実施状況及び成果>

- 事業の拠点を大阪市内 11 箇所に設置し、利用者数は 1,675 名を記録。平成 25 年度は北区との連携を深め、事業の中心エリアを北区に特化して展開。
- これまでの事業成果としては、事業スタッフとして 31 名の生活保護受給者が業務に従事。全員がリタイアすることなく、うち 9 名が正規の就労に成功。
- その他にも、本事業によって一定の収入を得て、生活保護の状態が改善されているスタッフも多く、生活保護受給者の自立支援に大きな役割を果たしている。

【成果が挙げられている事例に関する要因分析】

- 事前の地域ニーズの把握が適切であり、情勢の変化に対応して、計画を柔軟に修正して実施している。
- 明確な事業目的を持ち、十分な準備のもと、補助事業終了後を見据えた長期的な視点を持って、取組みを実施している。
- 協議体構成団体はもちろん、関連支援機関と連携を図り、各機関と情報共有を図るなど、ネットワークを活用して事業展開している。

【想定どおりには進まなかった事例に関する要因分析】

- 関係機関、特に行政や地縁団体（自治会等）との連携が不十分であるため、地域ニーズを的確に把握できず、事業の実施に際して、支援を希望する人との間でミスマッチ、見込み違いを起こしている。
- 関係機関との意思疎通、連携が不十分なために、事業の周知に際して、関係機関や支援を必要とする人に情報が適切に伝わっていない。
- 事業開始の遅れや情勢の変化など、当初の計画で想定していなかった事態が生じた場合に、関係者間の十分な意思疎通が図られていないため、柔軟な対応を図ることが困難となっている。
- 制度上、「協議体」という形態で事業を実施する必要があったため、事業実施前に他のNPO等や行政との連携がなかった事業者は、協議体の形成に時間がかかり、事業開始の遅れなどの支障を生じた一因となっている。

(4) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業<震災対応案件>

1) 自己評価に係る傾向

①参画したNPO等の数とサービス受給者数(A:4、B:5、C:0)

数値目標を設定しているため、概ね妥当な評価が行われている。

表 3-4-1 新しい公共支援事業の成果報告(モデル事業<震災対応>)

[参画したNPO等とサービス受給者数 : 自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A: 計画を上回った	4	44.4%
B: 概ね計画通り	5	55.6%
C: 計画を下回った	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	9	100.0%

②当初設定した目標の達成度(A:5、B:5、C:0)

全団体が当初目標をほぼ達成している。しかし、目標値を設定していない事業については、客観的な達成度の把握は難しい。

表 3-4-2 新しい公共支援事業の成果報告(モデル事業<震災対応>)

[当初設定した目標の達成度 : 自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A: 計画を上回った	5	55.6%
B: 概ね計画通り	4	44.4%
C: 計画を下回った	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	9	100.0%

③事業目的の達成度（A：4、B：5、C：0）

震災対応案件という事業の性格上、目標値を設定できていない事業が多く、評価に際して、抽象的な表現や事業参加者のコメント・感想等、客観性に乏しい評価となっていることについては、やむを得ない一面があり、客観的な達成度の把握は難しい。

表 3-4-3 新しい公共支援事業の成果報告（モデル事業〈震災対応〉）

[事業目的の達成度：自己評価]

得られた成果の自己評価	件数	割合
A：計画を上回った	4	44.4%
B：概ね計画通り	5	55.6%
C：計画を下回った	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	9	100.0%

2) 事業者の自己評価に対する総評

震災対応という特殊な状況下であったため、当初の計画づくり、目標設定に際しては、将来的な見通しに限界があった。評価に際しては、そうした事情も加味し、概ね妥当な評価が行われている。

<総評理由>

- ・東日本大震災への対応という事業であり、現地と大阪との物理的な距離もあり、現地の状況や課題を的確に把握し、事業に反映することが困難であった。
- ・事業計画時と実施時では、現地の状況が大きく変化しており、情勢の変化に適切に対応して事業を実施している団体は、スムーズに事業を実施できている。
- ・事業終了後も、今回の事業で形成したネットワークを活かして、支援を継続しているケースもあり、今後の発展が期待できる。

3) 成果等について

【具体的な成果が挙げられている事業例】

①岩手宮城県境地域と大阪の双方向的な地域社会・経済復興支援事業

高校生の交流等を目的とする「ユースサミット」開催事業、ボランティアの派遣やシンポジウムの開催等を行なう「ヒューマン・リカバリー」促進事業、「市場活用型」地域経済復興支援事業を通じ、被災地・被災者の方を支援する。

<事業実施状況及び成果>

- ・被災地と大阪のNPO等や高校等が相互にネットワークを形成して情報を共有し、多様な人々の参画を得ながら事業を行っている。特に、高校生の活躍は行政機関からも高い評価を受けている。

- ・経済復興支援として、郵便局のカタログ販売を活用した取組みなど、今後につながる活動も実施している。
- ・地元自治会連合会とネットワークを形成し、自治会新聞に取組みが掲載されるなど、地元での知名度アップにつながっている。その結果、被災地の高校生の民泊が可能になるなど、取組みが広がってきている。

② プロボノを活用した被災地支援～気づきと創発を生む仕組みとコミュニティ作り～

専門的能力を持った人材に被災地支援の機会を提供するとともに、その後の被災地に対してできることを自ら考え、行動するための気づき等を生むためのコミュニティ作りを行う。さらに、ホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などを活用し、インターネット上で活動の成果を発信、情報共有する。

<事業実施状況及び成果>

- ・現地の状況の的確な把握に努め、NPO等や行政が協働して取組むことにより、大阪にいなながらも何かできないかと思っている人を多数、参加させることに成功している。
- ・実施結果を振り返り、ノウハウをデータベースとして蓄積している点も評価できる。

【成果が挙げた事例に関する要因分析】

- ・現地の連携団体との情報交換を密にしているため、状況把握が適切であり、ニーズをきめ細かに把握している。
- ・明確な事業目的を持ち、十分な準備のもと、長期的な視点を持って、取組みを実施している。
- ・現地の状況が刻々と変化する中、計画を柔軟に修正している。
- ・現地との連携を重視し、ネットワークを形成することにより、常に情報の共有を行っている。

【想定どおりには進まなかった事例に関する共通の要因分析】

- ・東日本大震災の発生から日数が経ち、現地の状況も変化していくなか、事業計画をそのまま踏襲したため、現地の支援を希望する人との間で齟齬が生じている。
- ・現地との連携やネットワーク形成に課題があり、事業の周知が不十分なために、必要な人に必要な情報が伝わっていない。

(5) 社会イノベーション推進のためのモデル事業

1) 自己評価に係る傾向

①支援対象となったNPO等数・人材育成数(B)

一部を除いて目標値を上回っている。

②当初設定した目標の達成度(B)

一部実施できていない事項があるが、概ね妥当な評価が行われている。

③事業目的の達成度(B)

目標値がなく実績も抽象的な表現ではあるが、最終的に制度案の提案がなされている。

2) 事業者の自己評価に対する総評

事業目的の達成度に関して、一部当初予定していた取組みが実施できなかった部分もあるが、制度を検討した結果、「地域特定企業と中小企業との連携・共同による障害者雇用促進制度(案)」が取りまとめられており、「概ね計画どおり」という評価は妥当である。

<総評理由>

- ・中小企業では、障がい者雇用に関する知識や情報がまだまだ不足している現状を踏まえ、情報提供などさまざまな工夫を行い、中小企業の特性を踏まえた取組みに努めている。
- ・一方、事業実施に当たって準備・作業が遅れ、計画どおり進捗できなかったものがあり、特に、計画されていた企業グループ参加企業での障がい者雇用のシミュレーションについて、検討可能な企業の抽出が遅れ、検討モデルの検証に至っていない。

3) 事業の実施内容とその成果に関する評価

- ・障がい者雇用の推進において重点課題の1つとなっている中小企業における雇用推進策を検討、雇用モデルと制度を提案することを目指し、
 - ①企業訪問やそのニーズに対応した支援、イベント等を通じた企業啓発など企業向けの取組み
 - ②実現可能性の高いモデル事業や制度等に係る調査、検討という、2つの取組みが行われている。
- ・事業の成果として、最終的に「地域特定企業と中小企業との連携・共同による障害者雇用促進制度(案)」が取りまとめられており、この内容をどのように評価するかは今後の検証として必要であるが、本事業としては、最終的な目標を一定達成している。
- ・一方、企業訪問やニーズに対応した支援では、アンケート調査や事業所訪問を行うなどのアプローチが行われているが、障がい者雇用の実現は1社にとどまっており、また、企業グループ参加企業での障がい者雇用のシミュレーションでは、検討可能な企業の抽出が遅れ、検討モデルの検証に至っていないなど、途中経過に関しては、いくつかの問題点もあった。

4. 協働に際しての課題

本事業では、「新しい公共」という理念のもと、NPO 等と行政とが連携・協働して、地域の課題解決のための取組み等に成果を挙げた。

その一方で、本事業の実施を通じて、NPO 等と行政が協働する際に生じる問題に関して明らかになっており、以下に取りまとめたものは、事業者から提出された成果等報告書の自由記述欄に寄せられた意見や、平成 25 年 8 月 26 日に開催された各事業者と本委員会委員との意見交換会及びパネルディスカッション（事業者 35 団体及び構成員など 67 名参加）での議論等を踏まえて、整理したものである。

そのなかでは、本事業に参画している NPO 法人やボランティアグループ（以下、「NPO 法人等」という）に関連して寄せられたものが多かった。

なお、協働をテーマとする本事業において、総括評価のプロセスとして公開型、参加型の方式を取り入れたことは、成果と課題を参加主体ごとに浮き彫りにするとともに再認識を促し、社会に広く共有していくという点で大きな意義があったといえる。

今後、本事業の成果を定着・普及させていくためには、明らかになった課題の解決に向けた検討を進めていく必要がある。

(1) 人材面における課題

- NPO 法人等では、事業に関わる人材は確保が比較的容易であるが、基本的な組織の基盤を支える人材、特に財政面・会計面を支える人材を求める声が多い。内部で育成していくには経費も時間も必要とするため、外部人材（プロボノ）を活用することも必要。
- 他の機関・団体との連携・協働を進めていく際に、中心となって調整を進める能力を持った人材が必要であるという意見があった。特に、今回のように NPO 法人等と行政とが本格的な協働を進める場合には、対等なパートナーシップを意識して協議、調整ができる人材が求められている。
- 今後、社会的な公益活動を行う団体と行政が協働を進め、地域における活動を活性化していくためには、地域に根ざした人材、特にシニア世代や子育て世代をどのように取り入れていくかを考える必要があるという意見があった。
- ボランティアを受け入れる際、今後の活動の継続につながるよう、うまくコーディネートしていける人材がいらないために、ボランティアの受入れには慎重になることが多いという意見があった。

(2) 資金面における課題

- NPO 法人の多くは財政基盤が脆弱であり、会費や寄附金収入の拡大を図りたいと考えているが、マンパワーや時間的な限界があり、具体的な活動につながっていないという意見が多かった。
- 事業の内容に応じた金融機関から NPO 法人への融資は、会計基準の問題や法人の信頼性の関係により、具体的に実現している事例が少ない。

- 社会的な公益活動を支援するための地域ファンドが、まだ十分に育成されていない。
- 公的施設を借り受けて事業やイベント等を開催する場合、事業の趣旨に賛同して参加されている方に対して、その場で寄附をお願いすることが禁止されているケースがあるなど、寄附募集に際しての制約が多い。
- 経済的に厳しい状況にある人については、事業による支援が必要な人であっても受益者負担を求めることは困難であり、こういう人に対しては、モデル事業とは別に公的、社会的な支援を組み合わせる必要があるのではないか、という意見があった。

(3) 信頼面の課題

- NPO 法人等が行政と協働することにより、信頼性がアップし、NPO 法人等単独ではできなかったことができるようになったという意見が多かった。行政側から協働のロールモデルを発信していくことが求められている。
- 情報公開・情報発信力が不十分な団体が散見され、協働のパートナーとしての適性をアピールするためには、広報が重要であるという認識が低い団体があるという現状は問題である。
- 信頼性を高めるために、NPO 法人等が他の NPO 法人等に対して、第三者認証を行うのも一つの方法である。
- 社会的な公益活動に参加したいと考えている人や、そうした活動を行う団体に寄附を希望する人に対して、団体側は自分の強みをアピールしていく必要がある。ホームページを活用し、キーワード検索で見ってもらうことが次のステップになる。
- 信頼性を確保するために、マスメディアに取り上げられること、企業と協働し実績をあげることも必要だという提案があった。

(4) その他の課題

- 他セクターの団体等との連携には時間がかかり、具体的なネットワークの形成にまで進むには個々の団体の努力では限界があることから、さまざまな人が集まり意見交換する場づくりを期待する意見があった。
- 地域課題の解決に向けて取り組み、それを継続的に実施していくためには、従来のような無償・非営利という発想だけではなく、ソーシャルビジネスの視点でも考えていく必要があるのではないかという意見があった。

5. 今後に向けての提言

本委員会では、上記のような課題を解消し、本事業で培った成果を今後も継続・発展させていくために、各主体がそれぞれ以下のような取組みを進められるよう提言する。

(1) NPO

- 積極的な情報公開・情報発信を行い、社会的な認知度の向上により一層努めていくことが求められる。
- 社会的な公益活動を行う団体は、それぞれの制度に基づき、会計基準の遵守や適切な法人運営に努めているところであるが、今後、NPO 法人は新たな会計基準を導入するなど、適切な会計処理に努め、その内容を積極的に公開していくことにより、活動内容の透明性を一層促進していくことが重要である。
- 活動内容を地域社会や地縁団体（自治会等）に積極的に情報発信し、人のつながりを生み出していくことを通じて、連携・協働の輪を広げていくことが必要である。
- 地域における協働の活動等を通して、社会貢献に携わりたいと考えている人材、特にシニア世代や子育て世代の発掘・活用を進めていくことが求められる。
- 自主的な財源を確保することを目的として、引き続き積極的に寄附募集に取り組む姿勢を持ち続けることが重要である。
- 次世代の担い手となる若い世代の育成に向けて、中間支援団体等の協力も得ながら、本事業で得たネットワークを活用し、外部団体等との関係を深めていくことが求められる。
- NPO法人等を支援する中間支援団体に関しては、さらなる経営基盤強化と専門性の向上を図ることが重要であり、そのうえで、個々の団体では対応が難しいさまざまな課題について、引き続き積極的な支援に努めるとともに、NPO 法人等と行政、民間企業や関係機関等とのネットワークの構築に向けて、中心的な役割が担えるよう働きかけを強めていくことが重要である。

(2) 大阪府及び市町村

今後、NPO 法人等とさらなる効果的な連携を図っていくためには、大阪府及び市町村の側にも、以下のような基本的な意識の変革や体制の整備が求められる。

- 協働についての窓口を明らかにし、NPO 法人等と関係課をつなぐコーディネート機能を強化
- 事業者としての多様性や活動の実態、事業実施に係る能力など、団体としての本質についての職員の理解
- 対等のパートナーとして認識するための意識改革
- 協働については、事業実施の段階だけでなく、企画立案・政策形成段階からもあり得ることの認識
- 人材交流の実施など、相互理解を深めるための取組みの推進

また、こうした共通の課題に加えて、特に広域的な自治体である大阪府については、以下のような役割を果たしていくことが求められる。

《大阪府に求められる役割》

- 「新しい公共支援事業」における 2 年間の取組みや成果を、積極的に情報発信していくとともに、地域における協働の取組みを一層促進するため、先進的・モデル的な取組みに関する情報を集約し、その交換・共有化を市町村とともに図っていくことが重要である。
- 新たなネットワーク作りを進めるため、中間支援団体の協力も得ながら、NPO 法人等が企業や他の関係団体等と一堂に会して、協働の経験・情報交換を目的とする場づくりに努める必要がある。
- 個々の団体に対する技術的な支援や助言に努めることが重要である。
- 中長期的な支援に立ち、NPO 法人等の自主的な活動の促進と信頼性の向上に向けた環境整備に努めていくことが求められている。

今後、行政、府民、NPO、企業など、幅広い主体と連携・協働した社会づくりを進めていくことが、今後の公共サービスのあり方を考えた場合、一層重要になっていくものと考えられる。

本委員会では、平成 23 年度・24 年度の 2 カ年にわたって実施されてきた本事業が契機となって、「府民協働による共助社会の実現」に向けて、地域ニーズに沿った取組みが、より効果的・効率的に実施されていくことを強く期待する。

【 資 料 】

大阪府新しい公共支援事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 府、市町村、地域住民、事業者等が地域の課題の解決又は活性化を図るために相互に協力する仕組みについて、その担い手となる営利を目的としない民間の団体の活動に対する支援事業及びその仕組みの拡大及び定着を図るために行う支援事業などの「新しい公共支援事業」(以下「支援事業」という。)の評価等を行うことを目的として、「大阪府新しい公共支援事業運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (2) 各事業の進捗状況の把握と評価
- (3) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- (4) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、「新しい公共」の普及・定着を図るため、新しい公共支援事業に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、外部の有識者等8名以上で組織し、高い識見を有し、公平・中立的な立場から運営委員会の審議に貢献できる者の中から知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年9月30日までの期間とする。

2 委員が辞任したときは、これを補充することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総轄する。

3 委員長代理は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が不在又は事故ある場合には、委員会の会議は委員長代理が招集し、委員長代理がその議長となることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員のうち大阪府市長会及び町村長会を代表する者として委嘱を受けている者については、代理の者を出席させることができる。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会は、公開により開催するとともに、会議の議事録を公表する。

(専門委員)

第7条 委員会に専門的な事項を審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の知識を有する者の中から知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、その職務が終了したときは、その職を解くものとする。

(部会)

第8条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌握し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 第6条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報償)

第9条 委員及び専門委員への報償の額は、日額9,400円とする。

- 2 前項の報償は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第10条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は、男女参画・府民協働課において行う。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月30日から施行する。

(※本委員会は平成25年9月30日をもって終了しており、本要綱も失効している。)

大阪府新しい公共支援事業運営委員会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属	委嘱期間
有田 典代	国際文化交流協会事務局長	H23.4~H25.9
泉谷 八千代	NHK 奈良放送局	H23.4~H25.6
乾 晃夫	大阪府町村長会 豊能町総務部長兼財政再建室長	H23.4~H24.5
浦坂 純子	同志社大学社会学部教授	H23.4~H25.9
川本 久美子	一般社団法人大阪府中小企業診断協会	H23.4~H25.9
楠 正吉	積水ハウス(株)コーポレート・コミュニケーション部 広報部長	H23.4~H25.9
小口 均	大阪府市長会 岸和田市市民生活部長	H24.5~H25.6
高林 正啓	大阪府市長会 大阪狭山市政策調整室次長兼市民協働・生涯学習推進グループ課長	H23.7~H24.5
玉川 弘子	大阪商工会議所総務広報部広報企画担当課長	H23.4~H25.9
秦 辰也	公益団体法人シャンティ国際ボランティア会理事 (近畿大学総合社会学部教授)	H23.4~H25.9
平野 孝子	大阪府市長会 吹田市まち産業活性部長	H25.6~H25.9
星野 誠	日本公認会計士協会 近畿会	H23.4~H25.9
松吉 徹也	パナソニック スカラシップ(株)修士生チーム 主事	H23.4~H25.9
山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授	H23.4~H25.9
山本 克己	大阪府町村長会 田尻町総務部長	H24.5~H25.9

大阪府新しい公共支援事業運営委員会等開催状況

名称	開催日時	内容
第1回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成23年4月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1.大阪府新しい公共支援事業基本方針・事業計画（案）について 2.事業提案の公募に係る募集要項（案）及び審査基準（案）について 3.社会イノベーションのためのモデル事業の審査について
第2回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成23年7月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1.「新しい公共の場づくりのためのモデル事業<震災対応案件（平成23年度前期実施分）>」の選定について 2.モデル事業及びその他の支援事業の採択枠について
第3回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成23年7月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1.「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」・「寄附募集支援事業」・「融資利用の円滑化のための支援事業」のプレゼンテーション（20事業） 2.「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」のプレゼンテーション（20事業）
第4回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成23年7月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1.報告案件 内閣府との折衝状況と本年度の採択枠について 2.審査 <ol style="list-style-type: none"> (1)「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」・「寄附募集支援事業」・「融資利用の円滑化のための支援事業」 (2)「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」 (3)「新しい公共の場づくりのためのモデル事業<震災対応案件（後期実施分）>」 3.議案 平成24年度募集要項について
第5回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成23年10月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1.平成24年度提案事業の審査方法について <ol style="list-style-type: none"> (1)2カ年事業の取り扱いについて (2)プレゼンテーション審査について
第6回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成23年11月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1.「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」のプレゼンテーション（ヒアリング審査）（28事業）

名称	開催日時	内容
第7回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成23年11月29日	1.審査 (1)「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」・「寄附募集支援事業」・「融資利用の円滑化のための支援事業」 (2)「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」 (3)「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」 ＜震災対応案件＞ (4)2カ年事業 2.つなぎ融資への利子補給事業の平成24年度の予算措置について
第8回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成24年1月30日	1.大阪府新しい公共支援事業基本方針及び事業計画について 2.当面のスケジュール等について
第9回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成24年3月5日	1.2カ年事業の事業費について 2.新しい公共支援事業の追加募集について 3.新しい公共支援事業の成果目標について
第10回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成24年6月25日	1.「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」のヒアリング（10事業） 2.「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」等・「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」・「新しい公共の場づくりのためのモデル事業＜震災対応案件＞」の選定について
平成23年度事業報告会	平成24年8月29日	1.新しい公共の場づくりのためのモデル事業（平成23年度実施分）の事業報告
第11回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成25年2月4日	1.NPO等の活動基盤整備のための支援事業、新しい公共の場づくりのためのモデル事業等の成果を評価するための指標に関する考え方について
第12回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成25年7月3日	1.大阪府新しい公共支援事業の成果について 2.大阪府新しい公共支援事業の事業報告について
意見交換会・パネ ルディスカッション	平成25年8月26日	1.意見交換会及びパネルディスカッション
第13回大阪府新しい公共支援事業運営委員会	平成25年9月25日	1.大阪府新しい公共支援事業の成果について

大阪府新しい公共支援事業採択事業一覧

①活動基盤等整備事業

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
1	23 24	ソーシャルメディアを活用した広報システムの構築 (特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会)	ソーシャルメディアを活用して、NPO等の市民活動紹介映像を制作、メディアサイトを通じて発信する広報システムを構築。
2	23 24	大阪府内のNPO会計・法制度改正の普及促進事業 (社会福祉法人大阪ボランティア協会)	認定NPOとNPO法人会計基準の普及・啓発を図ることを目的として、 (1)解説ツールの作成、配布 (2)研修会・懇談会、個別相談会 (3)NPO法人会計基準導入度調査と内容分析 (4)会計・経営チェックリストの作成などを実施する。
3	23 24	NPOの「会費」「寄付」拡充のための研修・出張コンサル事業 (社会福祉法人大阪ボランティア協会)	会費・寄付を増やしたいNPOを対象に、研修やコンサルティングの実施により、潜在的関心層に働きかける力を向上させると同時に、そのノウハウをNPO支援センターに蓄積させるとともに、市民に寄附を呼び掛けるためのキャンペーン等を行う。
4	23 24	新しい公共イノベーション事業 (特定非営利活動法人大阪NPOセンター)	NPOの経営の持続的発展を目的とし、その実現のために必要となる活動基盤(NPOの経営力、専門家等の経営支援者育成及び資金循環等の環境整備)を強化する事業を実施する。 (1)「新しい公共」キャリアカレッジ (2)メンターと専門家によるマネジメント支援事業 (3)NPO等の融資利用円滑化ワーキング等
5	23 24	北摂NPO寄附啓発プロジェクト (特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお)	地域のNPOの寄附募集スキルの向上を支援し、運営基盤強化につなげる。 (1)寄附募集実態ヒアリング調査 (2)寄附募集啓発イベントの開催 (3)寄附募集スキル向上講座の開催 (4)ファンドレイジング・マラソン (5)チャリティタウンプロジェクト(寄附付き商品キャンペーン)の実施
6	23 24	新しい公共としての人権NPO等創造事業 (財団法人大阪府人権協会)	(1)人権NPOの現状と課題等に関する調査、検討 (2)人権NPOの事業づくりや組織運営についての講座や、講師・ファシリテーターの養成講座 (3)専門的見地から事業内容の検討・運営協力
7	23 24	社会福祉法人新会計基準導入のための支援事業 (社会福祉法人大阪府社会福祉協議会)	社会福祉法人新会計システムの導入に伴い、府内全ての社会福祉法人が新会計システムに対応できるよう、公認会計士等による講習会、税理士による研修会と個別相談会、各法人会計事務担当者の育成、情報交換会を開催

①「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」等（つづき）

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
8	23 24	NPO等の個人情報保護体制構築支援事業 (特定非営利活動法人北大阪経営支援マスタース)	NPOの小規模団体における個人情報保護に関わる経営負担を軽減し、適正な個人情報の取扱いができる簡素な個人情報マネジメントの仕組み(簡易PMS)づくりを支援する。 (1)簡易PMS制度を確立、NPOの適正な個人情報取扱体制の構築支援及びマネジメントシステム構築後の課題解決や相談に対する運営支援 (2)継続的・安定的推進のための専門人材育成講座の開催
9	23 24	NPOリンク・シンク・ステップアッププログラム (NPO法人まちの案内推進ネット)	NPO等の事業で必要となる各種ソフトウェア利用法からホームページの作成・管理までを学習できるIT講座を提供する。
10	24	校区を核とした地域活動の担い手校区コミュニティ・コンダクター養成講座 (特定非営利活動法人地域情報支援ネット)	東大阪市における校区自治連合会の活動の中心となるべき人材、「校区コミュニティ・コンダクター」養成のためのカリキュラムの開発と講座の開催
11	24	NPOの経営管理能力向上に向けた企業従業員や経営専門家のプロボノの理事・アドバイザーのNPOへの招聘事業 (特定非営利活動法人女性と仕事研究所)	NPOに企業管理職や弁護士や経理専門家など経営管理の専門家をプロボノの理事・アドバイザーとして招聘し、その知識や経験、ネットワークを活用することで、NPOの経営管理能力の向上を目指し、ニーズ調査、研修、マッチング等を行う。
12	24	大阪府内産業支援型NPO等の事業分野拡充のための支援 (一般社団法人大阪府産業支援型NPO協議会)	大阪府内産業支援型NPO等の専門事業分野活動の拡大・拡充のための支援(相談所の開設、講習会・研修会・交流会の開催等)を行う。
13	24	マーテル外国人母子支援ネットワーク形成事業 (特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会)	近年、急増するニューカマーを対象に外国人支援を行なう団体のネットワーク形成を図り、特にニューカマー・コミュニティの中心となる外国人母子を対象とした取り組みに重点を置き、外国人母子支援の課題解決に向けた、団体間の連携・協働を促す。 ①「新たな多文化共生研究会」開催 ②「マーテル・フォーラム」開催 ③「マーテル外国人母子ガイドブック」作成
14	24	NPO情報ネットワークセンター整備事業 (特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会)	①NPOに関する情報を電子化、検索可能なデータベース・システムとして提供 ②映像や音声の各種メディアを視聴できるマルチメディアコーナー設置 ③活動報告・上映会・ネットワーク作りに利用できる共有の情報発信スペースの提供
15	24	事業の継続・発展のための運営ノウハウ支援事業 (特定非営利活動法人おおさか元気ネットワーク)	経営コンサルティングの実績を持つファシリテーターを配置し、先駆的NPOリーダーとともに、インターンシップやアウトリーチ型の訪問支援を通じて、NPOの事業支援に取り組む。

①「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」等（つづき）

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
16	24	森林保全活動活性化のための寄付ネットワーク構築事業 (特定非営利活動法人里山倶楽部)	①寄附システムプロジェクト会議の開催 ②PRパンフレット、ホームページ、活動レポートの作成 ③インセンティブを高めるノベルティや寄附付販売品の製作 ④「(仮)森林・里山チャリティ・ネットワーク」の立ち上げと寄附募集の試行 等
17	24	国際交流系 NPO のデジタルディレクターおよび組織評価システム開発事業 (特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会)	①国際的に活動する関西のNPOにアンケート調査を実施し、団体情報を提供する。 ②NPOの組織力向上のための組織評価システムを研究し、現状分析が行える仕組みを構築する。 ③アンケート調査と組織評価から顕在化したNPOの弱点を克服するセミナーを開催し、団体の力量形成と信頼性の向上につなげる。
18	24	責任ある情報開示を目指すNPOが社会的な信頼性を高めていくための南大阪公益ポータルサイトプロジェクト (特定非営利活動法人SEIN)	責任ある情報開示を目指す南大阪のNPOの情報が市民、NPO、行政、企業から社会的な信頼性を高めるための公益活動の情報を提供するサイトを構築する。また、活動情報をベースに、中間支援組織に集まる情報を総合的に記録できるカルテサービスを構築する。以上の発信の基盤とカルテを組み合わせた成果物として、民民や官民における協働を促進する「NPO白書(NPOこんなことができますリスト)」を発行し地域で支えあう仕組みを生み出す。
19	24	ソーシャルイノベーション・サポーターを活用した認定“後”を見据えたNPO等の運営支援事業 (特定非営利活動法人大阪NPOセンター)	組織の基盤を強化したいと考えるNPO等と自分のスキルを活かして社会に貢献したい個人とをマッチングすることにより、NPO等の組織基盤強化を図り、特に認定NPO法人化を検討している団体等を対象に認定“後”を見据えた組織運営支援を行う。
20	24	「会費」「寄付」を呼び込むための共感メッセージ力強化事業 (特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター)	寄付を受けた実績のないNPOに寄付集めの第1歩である「潜在的寄付者を寄付者に変える」力をつけることを目的として、 ①寄付を得るためのノウハウ講座の開催 ②受講団体に対して寄付キャンペーンの機会の提供を行う。
21	24	地域コミュニティ連携支援事業 (NPO 法人アゴラ)	地域コミュニティで活動する団体の連携を促進することを目的に、 ①地縁団体やNPO等の連携実態調査 ②データベースの構築と交流会の開催 ③連携マニュアルの作成とマッチングを行う。

①「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」等（つづき）

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
22	24	協働による安全・安心で暮らしやすいまちづくり事業 (阪南市市民活動センター運営委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ①協働の理解を深めるよう行政・市民・NPO等の意識改革を図る。 ②阪南市内のNPO等の活動情報を収集、管理して情報の共有化を図る。 ③交流会、学習会、視察研修等を行い、協働のまちづくりをめざす活動団体の立上げ支援を行う。 ④人材養成講座等を行い、協働のまちづくり活動推進者を育成する。
23	24	NPO支援サポーター募集事業 (特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター)	職業上で得た知識・技術・経験や特技（スキル）を活かして社会貢献したい人を募集、実際現場で活動していけるよう養成し、サポーターとして登録、支援依頼があったNPOに対し、相談対応や課題解決の支援を行ってもらう。
24	24	柏原ええとこ・わがまち自慢プロジェクト (特定非営利活動法人まちづくりプロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域のまちづくり関係団体による委員会を組織、交流の基盤を構築 ②地域のまちづくり活動団体と、まちづくり活動に興味を持つ市民や企業も参加する交流会の開催、マッチングによる団体の活動基盤の強化支援 ③まちづくりの核となる人材を育成する研修会の開催 ④継続的にまちづくり活動ができるよう市民ファンド作りの検討
25	24	新公益法人制度における移行のための支援事業 (日本公認会計士協会近畿会)	<p>大阪府内の特例民法法人で、公益法人あるいは一般法人への移行申請が未了である法人に対して、移行支援のための個別指導・相談の場を設定し、移行支援を実施する。</p> <p>また、公益法人へ移行した法人、公益目的支出計画実施中の一般法人に対するフォローアップ等の講習会への講師派遣を行う。</p>

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業<一般>

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
1	23	多様な人がつどい、支えあうための「生きがい工房」の開設事業 (「生きがい工房」開設準備会)	性別や年齢、障がいの有無など、対象者によって別々に取り組まれてきた支援や蓄積してきた経験を、相互に提供しあう中で、人権(男女共同参画)の視点による課題解決をめざし、地域に根ざした拠点「生きがい工房」を開設する。
2	23	市民・行政・地元大規模店及び地元防災技術者等が協働して全市的に取り組む防災まちづくり活動事業 (泉南市防災技術者の会) (泉南市)	(1)中学校区別防災研修会 (2)小学生、幼稚園児向けの防災教育 (3)要援護者救援・救護システムの構築検討 (4)防災フェアの開催 他
3	23 24	富田林寺内町と農村が連携した6次産業化による郊外市街地・農村の活性化～農と食と観光まちづくり推進モデル事業～ (農と食と観光まちづくり推進協議会)	「富田林寺内町」と「背後に広がる農村」とが連携・協力しながら、地域の農産物や加工品を活かした『寺内町を背景としたブランドづくり』を、地域の加工業者とも連携して行うとともに、『寺内町におけるツアープログラムとファーマーズイベント』等を企画・実施し、郊外市街地と農村が連携した地域活性化モデルを創出する。
4	23 24	「堺市に企業との連携で実現する障がい者支援のモデル事業の構築」 (特定非営利活動法人トゥギャザー) (堺市)	地域に特化した「企業との連携における基盤強化モデル事業」を構築することで、施設で働く障がい者の賃金の増加を図り、障がい者の社会参加と自立に寄与することを目的に、仕事の安定供給、施設製品の品質向上、雇用の場の創出、施設の営業力強化に関する事業を実施する。
5	23 24	地域参加型学校支援ネットワーク事業 -遅刻ゼロと生活習慣の確立をめざして- (西成区北西部地区学校支援協議会)	西成区北西部の2中学校区(5小学校)において遅刻ゼロをはじめとした日常生活習慣の確立のための取り組みを通じて、学校と地域が協働して、学力向上と地域教育コミュニティの再生を図る。
6	23 24	高齢者対応ICTで作る安心安全な街づくり (シニア丸得ねっとプロジェクト)	高齢者を対象に、震災時に最も連絡(電波)が確実であったとされる「携帯電話災害用伝言板サービス」を参考にして、誰もが、地域でいつまでも生き生きと暮らせる安心安全な街づくりの形成を目指し、「高齢者用携帯電話伝言板システム」の利用促進等を実施。
7	23 24	「児童虐待防止・子育て支援のための”人づくり”、”つながりづくり”」事業 (わが町にしなり子育てネット)	子育てに困難を抱えている家庭に対して具体的な支援を行うことを目的に、行政サービスや制度の枠を超えて取り組む人材育成・登録と、行政サービスや様々な子育て情報の発信などを行うための個人登録システムを策定、登録会員の拡大を図るとともに、家庭への具体的な支援のためのコーディネーターやスーパーバイザーの登録と家庭に当事者のニーズに応じたサポートを展開する。

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業<一般> (つづき)

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
8	23 24	災害ボランティアネットワーク会議（仮称）設置・運営事業 （社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会） （大阪狭山市）	災害時に立ち上げるボランティアセンターを中心とした被災者等への支援活動を迅速かつ効率的に行えるよう、市内の住民組織や NPO 等が参加する災害ボランティアネットワーク会議（仮称）を設置し、平常時からできる取組み方策の検討、救援・支援活動の訓練や研修・防災に関する啓発などを実施する。
9	23 24	ひきこもり青少年支援研修システム構築事業 （特定非営利活動法人フェルマータ） （大阪府政策企画部青少年・地域安全室）	ひきこもり青少年への支援を先進的に行っている NPO 等と府が協働で研修システムを構築運用し、公と民間団体、大学がそのノウハウを共有して支援員等の育成を図るとともに、スーパーバイズ機能等を通じてひきこもり支援の成功事例の普及啓発に努める。
10	23 24	天然記念物イタセンパラが棲む淀川支援事業 （淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク）	天然記念物「イタセンパラ」の野生復帰に取り組む。淀川の環境改善指標として、イタセンパラの復帰状況を位置付け、多くの府民が淀川流域をはじめとする府域の環境保全に参画できる仕組みづくりを行う。
11	24	大阪におけるエコステーション構築モデル事業 （大阪ごみ減量推進会議）	大阪市内の公共施設（学校含む）・福祉作業所・空き店舗・スーパー駐車場などを利用して、市民が新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・空き缶の資源物を定期的に出せる資源回収拠点「エコステーション」を構築することにより、大阪市のごみ減量と資源リサイクルの促進を図る。
12	24	難波宮公園周辺施設で子ども教室モデル事業 （難波宮・大阪ルネッサンス実行委員会）	地盤沈下が喧伝される大阪を、活力ある大阪として再生すべく、対外交渉の歴史を学び、シンボルである「難波宮」を中心とした、めぐり合いと文化交流の場の構築を目指し以下のような取組みを実施する。 ①難波宮公園周辺施設で子ども教室の実施 ②難波宮の史跡を、子どもおよび市民への宣伝普及
13	24	学校図書館サポーター養成・認定・研修制度の構築による学校図書館の活性化～新しい公共の担い手となる人材育成モデルをめざして～ （特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム） （堺市）	教育の分野における新しい公共の場の実現に向けて、「地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり」を担う新しい人材の育成モデルを目指すことを目的として、以下の取組みを進める。 ①学校図書館サポーター養成講座の実施 ②堺市教育委員会の「学校図書館サポーター」事業への斡旋 ③定期的な「学校図書館教育推進リーダーの養成研修」の実施 等

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業<一般> (つづき)

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
14	24	大阪生物多様性保全ネットワーク推進事業 (大阪生物多様性保全ネットワーク)	生物多様性の重要性についての理解を深め、自然環境及び生物の生息環境の保全と回復等に資する活動を府・市町村・地域住民・NPO・研究機関・事業者等が協働して円滑に実施することを目的として、以下のような取組みを進める。 ①ネットワーク構成員会議開催 ②基礎調査の実施 ③普及啓発 ④ネットワークの基盤整備研修
15	24	泉佐野発達障がい児等支援プロジェクト (泉佐野発達障がい児支援協議会)	発達障がいがある方にかかわってきたNPO職員や小・中学校の先生等が連携・協働し、発達障がい児童への支援を行い、かつ各NPO等で活動する発達障がいに対応できる職員の人材育成等を行う。 ①発達障がいに対応できる各NPO等の職員の人材育成 ②発達障がい児への支援メニューの策定・実施、支援拠点の整備
16	24	泉北ほっとけない「泉北スタイル」普及促進事業 (特定非営利活動法人すまいるセンター) (大阪府居住企画課) (堺市)	泉北ニュータウンの榎塚台の戸建て住宅地をモデルに堺市策定の泉北ニュータウン再生指針で提案されている「泉北スタイル」を実現するため、以下のような事業をモデル的に行う。 ①住まいの意向アンケート調査、啓発セミナー ②既存住宅を活用した泉北スタイルの住まいの提案 ③泉北スタイルの情報発信 ④住まいの泉北スタイルへのリノベーション等相談窓口設置 など
17	24	農で「学び」「育て」「働く」を支えるプロジェクト (農で「学び」「育て」「働く」を支える協議会)	府内の支援学校などで、就労を目指す子ども(若年者)を対象に、農を通じた教育、就労支援プロジェクトを展開する。 ①農で「学び」「育て」「働く」ネットワークの構築 ②農で「学び」「育てる」場づくり ③農で「学び」「育てる」カリキュラムの作成など
18	24	全世代共育・ニュー・キッズベンチャー実践 (ニューキッズベンチャー運営委員会)	地域多世代が参画、子どものキャリア教育推進に適した子ども起業体験スクール(ニューキッズベンチャープログラム)を実践することを目的として、以下のような取組みを進める。 ①ニュー・キッズ・ベンチャー(NKV)プログラム実施体制構築 ②NKVカリキュラムに基づく事業実践 ③25年度継続実施への準備

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業<一般> (つづき)

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
19	24	薪タウン創生事業(自助・共助を進める) (特定非営利活動法人とどろみの森クラブ) (大阪府箕面整備事務所)	里山から産出される薪を日常的に利用することにより、災害発生時には周辺の住民も含めた、自助・共助により柔軟に対応できるコミュニティ豊かなまちづくりを目指す。 ①当該地区に合致した新たな里山管理手法の構築 ②森林整備技術の習得 ③薪・炭の生産と利用の習得
20	24	大阪府を中心とした関西広域圏の国際化支援番組 (NPO法人グリーンアライアンス) (大阪府都市魅力創造局)	日本人学生と外国人留学生の協働により、国際化支援のラジオ番組を作成し、情報を発信する。大阪の企業等への取材や番組制作を通して、次世代のグローバル人材を育成するとともに、外国人留学生の府内企業への就職を促す。また、優秀な外国人を大阪に呼び込むことで大阪の活性化を図る。
21	24	困難を有する若者の総合的な生活を支援する地域モデル事業 (とよなか若者支援協議会)	雇用・福祉・教育・保健医療関係機関・地域・関連企業と連携して、若者の総合的な生活を支援する「若者支援センター」を開設し、雇用分野、教育分野、相談体制づくり・家庭支援、地域参加・社会参加の場づくり、協働体制づくり、専門家・ピアサポーター・ボランティアの育成などの事業を行う。
22	24	”遊び”を原点とする包摂的コミュニティの創造 ～生きる力を育むための’わくわく子ども村’～ (箕面つなぐ・つながる子育てネットワーク協議会)	「生きる力教育」を行う「生涯キャリア教育」をベースにして、様々な支援の網から漏れ落ちている子どもたちに寄り添い、自立のための力を遊びや学習を支援することで育むため、以下の取組みを進める。 ①子どもの居場所作りと生きる力の育成 ②支援者側の成長発展 ③子ども村のプログラム＝キャリア教育プログラム作成
23	24	性暴力被害児童への総合的ケアシステム構築事業 (女・からだ110番・思春期サポートグループ) (大阪府子ども室)	児童等への性暴力被害の発生を予防するとともに、早期に適切な対応を行うため、意識啓発と被害児童のケアを総合的に実施できる体制を構築する。 ①常設の相談窓口の設置 ②総合的ケア ③広報啓発・教育 ④適切なケアを行える専門的な人材の養成 など
24	24	学校と地域資源の有機的な連携による、日本語力を通じた学習権と生活保障のためのシステムづくり (とよなかJSL) (豊中市)	とよなか国際交流センターで行う「とよなかこども日本語教室」を拠点として、日本語学習が必要な子どもに日本語学習の機会の提供と、日本語学習支援サポーターが中心となる子どもの日本語指導に関する学びと情報共有の場づくりを行い、地域と学校が協働して子どもたちの学びを支援するシステムづくりを行う。

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業<一般> (つづき)

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
25	24	法律の縦割りを越える支援ネットワーク (=新しい公共の場) 構築推進事業 (地域共生ケア生野推進委員会)	地域住民と行政や関係機関、団体が縦割りの分野を越え、連携・協働して課題解決に取り組む体制整備を以下の観点に基づき推進する。 ①法律の縦割りを越えるための個別支援事業 ②法律の縦割りを越える地域のたまり場づくり事業 ③法律の縦割りを越えるための研修・啓発事業 ④上記事業を実現するための推進体制の整備
26	24	学習支援を基盤とする居場所づくり応援計画 (中高生の将来設計応援の会)	地域社会の人間関係の希薄化、核家族化、勤労世帯の増加などにより子どもの社会体験の機会が縮小し、学校外の教育機能の低下が見られることから、地域の資源である青少年センターを活用し、以下のような取組みを通じて安心できる居場所の提供を行う。 ①中高生の高校卒業を目的とした学習支援 ②勉強会を基盤とした居場所づくり ③自主活動の支援 ④保護者との情報交換 など
27	24	大阪の2大問題解決プロジェクト『HUBchari』 (HUBchari 事業推進協議体)	ホームレス・生活保護問題と放置自転車問題を同時に解決することを目的として、シェアサイクルを大阪市住吉区内でモデル実施し、自転車管理や修理を生活保護受給者のスタッフがを行うことにより、就労と自立の場を提供する。
28	24	多様な人材が活躍できる職場づくりをめざした在住外国人等介護人材育成および定着支援サポートシステム構築 (多様な人材が活躍する職場づくり協議会)	人口減少社会を見据えた在住外国人等の介護人材育成を、資格取得から定着支援まで一連の就労支援プログラムとして開発するとともに、介護人材の育成、受入事業所の開拓も行う。
29	24	「みんなの縁側」計画 (佐竹台地区「新しい公共の場」推進協議会)	子どもや高齢者等が立ち寄れる「みんなの縁側」となる居場所をつくり、地域団体や行政などの情報提供、相談会やサロン、子ども教室の開催、障がい者のチャレンジショップ等の事業を実施する。
30	24	地域福祉力向上のため、NPO等の有償ボランティア活動による「担い手」の増強を図るため、「地域通貨」活用での新しい取り組み事業 (地域通貨ねやがわ活性化委員会)	NPO等の有償支援活動の積極展開を図り、サービスの担い手を増やすことにより地域福祉サービスを向上させるため、地域通貨の普及に向けた啓発を行う。
31	24	「高校中退・不登校フォローアップモデル事業」～子ども・若者が不登校・ひきこもり等から脱出し、再チャレンジできる社会を目指して～ (特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツ) (大阪府政策企画部青少年・地域安全室)	学校等と連携して不登校や中退予備軍、学籍を離れた高校生・高校生年齢の若者のコミュニケーション訓練や学習支援を行う拠点を設置するとともに、高校生の自立支援の必要性の啓発とサポートネットワークづくりを行う。

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業<一般> (つづき)

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
32	24	安全・安心なまちづくりネットワーク構築事業 (特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター) (枚方市)	小学校区ごとに組織されている校区コミュニティ協議会や自治会が主体となって実施している自主防災訓練にNPOが参画し、顔の見える関係を構築するとともに地域住民の防災意識の向上を図る。また、被災地支援・防災意識向上のため、被災地研修事業を実施する。
33	24	未(不)就労の若者を対象とする就労・雇用チャレンジシステム構築事業 (未(不)就労の若者を対象とする就労・雇用チャレンジ協議会)	未(不)就労状態にある若者に対して相談、就労支援セミナー、就業体験など8段階にわたる就労チャレンジプログラムを実施するなど、社会参加や自立、就労促進と若者を求める企業の雇用促進を図る。

③新しい公共の場づくりのためのモデル事業<震災対応案件>

No.	実施年度	事業名 (事業者)	事業概要
1	23	宮城県気仙沼地域と大阪の双方向的な被災者支援・復興支援事業 (共生社会東日本地震被災者救援・支援の会)	気仙沼地域の支援に関する情報提供・ニーズ調整や現地の高校との交流、特別な支援が必要な人々への対応、気仙沼地域の復興支援策の検討を行う。
2	23	大阪府東日本大震災被災地ボランティア等支援事業 (東日本大震災被災地ボランティア等支援事業大阪府実行委員会)	様々な形で被災地支援を行うNPO等と大阪府が参画した実行委員会を形成し、被災地ボランティアの派遣等について一体となって取り組み、ボランティアの力が必要とされている岩手県内の被災地において、各協議体が協力して、被災地の多様なニーズに応えるための提案型ボランティアを派遣。
3	23	被災者(府内及び現地)の孤立防止や課題解決支援のための総合的相談・支援体制整備事業 (大阪府内被災者相談支援協議会)	被災者向け電話相談や被災者同士のコミュニティづくりの支援、原発近辺からの避難者への偏見や差別の防止のための啓発イベントを行う。
4	23	東日本大震災復興支援豊中プロジェクト (東日本大震災復興支援豊中プロジェクト)	被災地からのメッセージイベントや、豊中市に避難されている方との交流会の開催、被災地の高齢施設での支援等を行う。
5	23	大阪での大災害発生時における障がい者支援モデルケース事業 (ミンナDEカオウヤ)	梅田に被災地に関する情報・人・商品が集まるプラットフォーム的な場所を提供し、被災地の障がい者福祉施設で作られた製品の販売等を行う。また、被災地で支援活動を実施している人たちを講師とした講演会・討論会や「ミンナ DE カオウヤ」の活動報告を実施する。
6	24	岩手宮城県境地域と大阪の双方向的な地域社会・経済復興支援事業 (共生社会東日本地震被災者救援・支援の会)	①高校生の交流等を目的とする「ユースサミット」開催事業 ②ボランティアの派遣やシンポジウムの開催等を行う「ヒューマン・リカバリー」促進事業 ③「市場活用型」地域経済復興支援事業
7	24	被災地と連携した就業・福祉・子育て支援付住宅ストックBANK事業(空き家活用型ケア付コレクティブ住宅モデル事業) (豊中コレクティブ住宅ストックBANK推進会議)	①ケア付きコレクティブ住宅ストックBANK事業 ②生活総合支援事業(就労・福祉・育児・地域支援) ③県外被災者実態ヒアリング調査(被災地の協力組織と連携) ④被災地情報・住宅情報コーディネート事業(被災地の協力組織と連携) など
8	24	大阪と宮城県亘理地域をつなぐ民・官・産・学復興支援プロジェクト (“志”プロジェクト実行委員会)	被災農家が組織化した営農組織が生産する農産物の販路開拓をサポートするため、復興支援ニーズの把握、栽培技術指導等を行いながら企業等が調達を希望する農産物のサンプル栽培を行う。
9	24	プロボノを活用した被災地支援 ～気づきと創発を生む仕組みとコミュニティ作り～ (ミンナDEカオウヤ)	専門的能力を持った人材に被災地支援の機会を提供するとともに、その後の被災地に対してできることを自ら考え、行動するための気づきや創発を生むためのコミュニティづくりを行う。さらに、HPやSNS等で活動の成果を発信、情報共有する。

④社会イノベーション推進のためのモデル事業

No.	実施 年度	事業名 (事業者)	事業概要
1	23 24	特例子会社制度（緩和）を活用した地域企業グループの設立と障がい者雇用の促進事業 (豊中市)	「株きると」と障がい者雇用に取り組む（取組みたい）中小企業が連携して、障害者雇用促進法の特例子会社制度（企業グループ算定特例〔法45条の2〕、事業協同組合等算定特例〔法45条の3〕）の現行規定を超える特例制度の開発、中小企業グループによる障がい者雇用と中小企業振興を促進する仕組みづくりを行う。